

《介護職員特定処遇改善手当 支給額》

【経験・技能のある介護職員】

- ・毎月、特定処遇改善手当として4万円を支給する。

【他の介護職員】

- ・毎月、特定処遇改善手当として2万円を支給する。

《介護職員特定処遇改善手当 支給要件》

【経験・技能のある介護職員 の考え方】

- ・介護福祉士の資格を有するとともに、所属する法人等における勤続年数が概ね10年以上の常勤介護職員を「経験・技能のある介護職員」と定義する。

【他の介護職員 の考え方】

- ・介護福祉士の資格を有するとともに、所属する法人等における勤続年数が概ね5年以上の常勤介護職員を「他の介護職員」と定義する。

※介護保険制度の改正等により、現行の加算の廃止等があった場合は支給を中止することがある